

埼玉県地域医療構想推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成に向けて、医療・福祉及びその他の関係者による協議を促進するとともに、構想の推進に必要な助言を受けるため、埼玉県地域医療構想推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 推進会議は、次の事項について検討、協議し、県及び各構想区域（以下「区域」とする。）に対し助言、提言を行うものとする。

- (1) 医療機能の分化・連携に関すること
- (2) 医療・福祉の連携に関すること
- (3) その他構想の推進に関すること

(構成)

第3条 推進会議の構成員は、次に掲げる者の中から保健医療部長が選任する。

- (1) 医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 有識者
- (5) その他構想の実現にあたり、必要と認められる者

2 推進会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

3 座長は、推進会議を代表する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 推進会議は、座長が招集し、主宰する。

2 座長は、必要に応じて構成員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(地域医療構想調整会議への出席)

第6条 座長は、必要に応じて構成員に各区域に設置する地域医療構想調整会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月17日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。